HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	性と愛の構造
Author(s)	佐藤, 拓司
Citation	哲学, 44, 81-100
Issue Date	2008-02-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35053
Type	departmental bulletin paper
File Information	44_RP81-100.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

性と愛の構造

佐藤　拓司

一　宮廷風恋愛、あるいは夫婦愛否定の論理

一一五〇年から一二〇〇年までフランスには恋の法廷 cours d'amour があった。…恋の法廷に集まった貴婦人は、法律の問題、たとえば「恋は結婚せる者の間に存在しうるや」に関し判決を下した。

またもろもろの恋人の提起する個人的な事件を審議した。

私の想像では、この法廷の道徳的権威は、ルイ十四世が名誉問題のために設けた元帥裁判のそれに似たものであったろうと思われる。ただしこの制度が輿論の支持を得ていたと考えてのことだ。

フランス王の王付司祭アンドレは一一七〇年ごろの著書の中に、次の貴婦人によって開かれた恋の法廷をあげている。…

ジャン・ド・ノストラダムスはその『プロヴァンス詩人伝』…に書いている。…（中略）…

アンドレはまた、シャンパーニュ伯爵夫人が「真の恋は夫婦間に存在しうるや」の問題を否定的に解決したとき、提出された請願者をも記録してくれた。

しかし恋の法廷に従わなかったときは、どんな刑罰が与えられたか。

ガスコーニュの法廷は、その判決のあるものは不朽の憲法として遵守去るべきことを命じ、右を遵守せざる貴婦人はすべて操持正しき貴婦人より忌避されることあるべしと宣告している。

輿論はどの程度まで恋の法廷の判決に与したであろうか。

その判決を回避するのは、今日、名誉の要求する事柄を回避するのと、同じ恥辱を意味したかどうか。

私はアンドレおよびノストラダムスの中に、なんらこの問題を解決すべきものを見出すことはできない。(1)

スタンダールの『恋愛論』の付録には、「恋の法廷」と題された小論がある。冒頭に引用した部分においてスタンダールは、十二世紀のフランスに「恋の法廷」ともいうべきものが存在し、それなりの道徳的権威を有していたこと、さらにその法廷において恋愛感情が夫婦間においては存在しえないという判定が下されたことを記している。

現代に生きるわれわれにとってはどれもが驚くべき記述であろう。しかし、残念なことに彼の記述の前半分にある「恋の法廷」は実在のものではない。中世仏文学者の新倉俊一が記しているように「現実の裁判所と同じ仕組みで、法律問題を審議したり判決を下したりする「恋の法廷」などは存在しなかった」のであり、司祭アンドレが伝える「恋の法廷」は社交界の気晴らし、もしくは戯れに過ぎなかったと考えられる。ましてやノストラダムスの『プロヴァンス詩人伝』などは「よくいって奔放、ありていに言えば荒唐無稽な想像力の産物」だとされている。(2)

だが、引用文の後半部に記されたこと、すなわち夫婦間において愛は存在しないとする裁定を司祭アンドレ・ル・シャプランが記録していること、そしてその裁定が当時の宮廷人たちにある程度受け入れられていたであろうことは事実である。彼の記した『宮廷風恋愛の技術』には次のような裁定が記録されている。

ある騎士が既に他の男性との愛の絆で結ばれていた女性に恋をした。彼はその女性から愛の希望を与えられ、もし今の恋人との愛が失われるようなことがあれば、その騎士に自分の愛を必ず与えるとの約束を得た。それからしばらくして、その女性は恋人と結婚した。そこで騎士は、彼女が与えた希望が実るようにしてほしいと強く求めた。ところが彼女は愛が失われたわけではないと主張して、彼の要求をきっぱりと拒否してしまった。この問題についてかの王妃は次のように裁定を下された。「真の愛は夫婦の間ではその力をふるうことはないと裁定されたシャンパーニュ伯爵夫人の意見にあえて反対するようなことはいたしません。したがって、この女性は約束どおり愛を与えるべきであると勧告します」[3]。

この裁定自体われわれにとって驚くべきものであるが、まず奇異に感じられるのは騎士の言動である。愛する男との愛を失ったら自分に愛を向けてくれるというのが約束であった。ところが女はその愛する男と結婚したというのに、約束どおり自分に愛を与えてくれと騎士は要求している。つまり結婚したのなら愛は失われたはずだと、この騎士は考えている。さらに裁定でもその騎士の考えがまったく正当なことだとみなされている。結婚をすれば男女の愛は消滅する。騎士も、裁定を下した王妃も、それを当然のことと考えている。むろんスタンダールのいうように「奥論がどの程度まで恋の法廷の判決に与したか」は疑問であるし、強制力があったとも思えない。だが、少なくとも司祭アンドレの記述を信頼するならば、中世の宮廷風恋愛において「結婚をすれば男女の愛は消滅する」という通念が存在したことは確かのようである。

ではそのような通念はいかなる根拠に基づくものであろうか。上記の裁定においてはシャンパーニュ伯爵夫人[4]による意見が典拠とされている。司祭アンドレはこの問題に答える彼女の返書を記録している。彼女は「真の愛は夫婦の間ではその力をふるうことはできない」と宣言し、それを確固とした真実とみなすと返答する。その理由を彼女は次

のように述べる。

なぜなら恋人たちはけっして強制されるのではなくすべてを自由に分かち合うことができますが、夫婦にはお互いの要求に従わねばならない義務があり、お互いを拒むことはけっして許されていません。さらにいえば、夫が恋人のように自分の妻を抱擁したとしても、それによって夫婦いずれの人格の品位（probitas）が高まるわけでもなく、すでにもっている権利以上のことは何も手に入れることができないと思われるのに、どうしてそれが夫の名誉（honor）を増すことになりましょうか。…夫婦間の愛の障害の理由と思われるものは他にもあります。それは夫婦の間には真の愛を育むのに不可欠な嫉妬心がないことです…。(5)

恋愛関係は自由な結びつきに基づく。それに反して結婚では互いに義務に縛られ、お互いの意志に従わねばならないとされる。これが第一の理由である。「人格の品位」および「名誉」という語が使用されていることに注意されたい。自由な関係に基づく恋愛では互いの人格が重視されねばならない。これが宮廷風恋愛の特徴の一つである。人格の品位こそが愛の王冠を戴くに値する。(6) 愛しい人に値する人間になるよう努力することで自分の人格を高めることが恋愛の本質である。「男女を問わず、世間から善き人、立派な人と思われたいなら、とにかく恋をしなければならない」(7)。そして優れた人格の持ち主たる恋人から愛を与えてもらうことが愛する者の誉れとなる。だが夫婦間においてはこれが当然のものとして要求されるがゆえにもはや誉れになりようがない。

第二の理由とされているのは嫉妬の存在である。自由に基づく恋愛には嫉妬が必ずつきまとう。この嫉妬こそが、恋愛の真髄であり、それなしには真の愛は存在し得ないとまでいわれる。(8) この嫉妬が夫婦間には存在しないのだという。これはあまりに奇異な主張に思えよう。実生活を思い描くまでもなく、夫婦間にも嫉妬が存在することは明白だ

からである。司祭アンドレも他のところでは「恋人の間の嫉妬は恋の経験のある者全てが推奨すること」だが、「夫婦の間では嫉妬は世界中どこでも非難の対象となる」という表現をしており、嫉妬心の存在自体は否定していないように思われる。[9] ではなぜ「真の嫉妬はあり得ない」と記したのか。司祭アンドレは嫉妬とはまず「愛しい人の要求にこたえることができていないので、二人の愛そのものが弱まるのではないかという、激しい不安感を起させる魂の真実の感情」であり、「片思いに終わるのではないかという不安」であり、そして「見苦しい考えを抱くことなく、それでも愛しい人のことを疑わずにはいられない、そういう猜疑心のこと」だという定義をあげる。だが、夫婦間に何らかの猜疑心が生じたとしても、それはこの定義には合致しない。互いの要求は満たされるのが当然であり、片思いということも意味を成さない。なにより「夫たる者が妻を疑えば、どうしても見苦しい考えをもたざるを得ない」からである。[10] 互いの人格を尊重しあう自由恋愛においては先の嫉妬の三つの属性は肯定的な意味合いをもち、糾弾されるものではなくなる。むしろ「必要欠くべからざるもの」となる。[11] ところが夫婦間ではこれが裏切りととられてしまう。夫婦間の義務に反したものと思い、相手を責める感情が生まれる。しかもその感情を権利として正当化することになる。これはもはや肯定的意味合いを与えられる「真の嫉妬」ではありえないし、そしてこのような土壌を有する夫婦という間に愛が生息しうるはずもない。かくして司祭アンドレの宮廷風恋愛は夫婦愛を否定することになる。

むろん、この「恋の法廷」で語られる愛はいわゆるロマンチック・ラヴに基づく恋愛感情であり、夫婦間の愛情はこれとは別物だという批判も成り立つ。そうした批判はおそらく正しい。だが、それでは夫婦愛とははたして何なのか。肉親愛もしくは友情と違うものなのか。男女間の恋愛感情とは本当に別物なのか。それともこの恋愛感情が長期にわたったことにより変質したものなのか。こうした疑問が生じてくる。

宮廷風恋愛の恋愛観からするなら、この答えは簡単だ。夫婦間に愛(amor)はない。そこにあるのは友愛(philia)もしくは友情というべきものであり、男女間特有の愛ではありえない。男女間をひきつける感情は性欲によるものか、

もしくはトルバドゥール（trubadour）と呼ばれた南仏恋愛詩人・作曲家の歌いあげた「精美の愛」（fin'amor）、そしてその発展形たる宮廷風恋愛以外にありえないからである。

「愛は十二世紀の発明である」という有名なテーゼがある。[12] むろん男女の愛それ自体は十二世紀の発明ではなく、旧約聖書の昔にも、古代ギリシャの古典にも存在している。しかし、それらは決して称揚されるべき存在としてではなかった。むしろ「狂気」や「災厄」に近いものとみなされていた。[13] プラトンにおいて称揚された愛は当時一般的であった少年愛であって、決して男女の愛ではなかった。古代ローマのオヴィディウスが愛の賛美者として名高いが、これはC・S・ルイスのいうように中世によって「誤解されたオヴィディウス」でしかなかった。オヴィディウスは「恋愛なんて人生のささいな過ちにすぎぬ、と思っている読者の存在を前提としている」[14]。彼の言葉はだから皮肉として、冗談として読まねばならない。愛は飲酒や賭け事と同じく男性の快楽の源泉でしかなく、女性蔑視に基づく性欲の表現でしかなかった。

しかし、十二世紀に「発明」された愛は違う。それは女性を高く評価し崇めるものであった。この愛は、最終的には肉体の結びつきを希求するものの[15]、まずは感情の、魂の交流を強く求める。愛は肉体的な欲望に収まらない、精神的な出来事として発見される。そしてこの精神的な恋愛感情は当初から結婚とは相容れぬものとみなされていたのである。トルバドゥールの歌う愛はおもに騎士が領主の妻などの上流貴婦人に向ける不倫の愛であった。身分の高い女性に向けられた崇拝の念とともに騎士の愛もまた高められていく。宮廷風恋愛においても同様である。相手が既婚者であっても愛のさまたげにはならない。結婚という枠の外部にあるからこそ愛は存立しうるのであり、その美しさや意義を保つことができる。妊娠によるトラブルを結婚によって収拾しようとしたアベラールに対して、エロイーズは「結婚がもたらす不名誉…、それから生じる障害」を冷静に説く。「自然が万人のためにと創った私が一女性に身を捧げ、恥ずべき桎梏のもとに屈するのは何と不似合いな、何と嘆かわしいことだろう」[16]。当時の知識人のなかには結

婚が自由人としての資格を自ら否定するものであり、既成の体制に組みこまれることだという思想が根強く広まっていたのである。[17]

以上のような恋愛観からすれば、夫婦愛を説くなど愚かなことでしかない。マリー・ド・フランスやクレチアン・ド・トロワのように自由意志に基づく恋愛と結婚とを結び付けようとした作家もいないではなかったが、宮廷風恋愛の本流にはなりえず、時代的にも十二世紀の後半になる。[18]愛はそもそもの成り立ちから古い性欲的な愛から独立し、そして結婚という制度からも免れている。そうでなければ愛は成り立たない。性と強く結びついても、結婚と結び付けられても、愛は自らのうちにある精神性と、人格の高まりを失う。愛は汚濁から逃れるためにも性や結婚と結び付けられてはいけない。

恋愛によって結びつき、結婚をして、性的に合一する。これが理想ではないかというものもあろう。法王パウロ六世の回章『人間の生命』により、二十世紀以降のカトリックでは結婚・性行為・愛・生殖の四つが分かちがたく結び付けられている。[19]カトリック以外でも、それらの四つは複雑な構造になってはいても自然に結びついているのがよいと考えるものが多いかもしれない。そうすれば余計な罪悪感もいだかずにすむから。だが、宮廷風恋愛はこれをはっきりと否定する。

あなたのお答えでは罪なくして行うことのできる恋愛のほうがはるかに望ましいとのことですが、そんなことはありえないと思われます。なぜなら、結婚した夫婦が生殖のための愛情や夫婦としての義務を超えて快楽を与え合おうとするならば、罪を免れることはできないからです。ありふれた悪習を用いるよりも、神聖なものの用途を濫用して貶めるほうがそれだけ罪が重いのです。他の女との場合より妻との場合のほうが重罪になるわけです。使徒の掟が教えるように、自分の妻を過度に愛する夫は姦淫の罪を犯したもの（adulter）とみなされるのです。[20]

性や結婚とのかかわりを徹底して排除することで自らの純粋さを守ろうとした愛。だが、ここまでくるとその論理にはもはや倒錯めいたところが見出される。[21]

二　性の生殖、そして婚姻との結びつき

愛はその本性からして婚姻とも性欲とも結びつかない。少なくとも十二世紀に「発明」された当初の愛においては。前節での主張をまとめればこうなる。だが、その純粋性を維持しようとすると、かえって倒錯めいたことになる。恋愛における精神性、自由を維持するために、それは婚姻という制度とは別個に存在するものでなければならなかった。ところがそうした自由さを維持しようとするあまり、愛は婚姻を徹底的に敵視することになる。枠から逃れるために無理にでも不倫の愛でありつづけなければならない。自分の愛を困難な状況に追い込むことでしか、その愛を続けることができない。

だが、そのような愛は当時においても現代においても現実から隔たっている。そう述べて過言ではないだろう。「日常的な現実というよりも文学的な戯れのようなもの」というべきなのだろう。[22] 教会がいかに性を敵視し性行動を倫理化しようとしても、男たちは性衝動を抑えられずに強姦と暴力に走る。既婚者間の不倫もありふれたものだった。精美の愛や宮廷風恋愛はこうした現状の中で教会倫理とは別方面から道徳的に教化する援軍のような意味合いをもっていた。現実には愛はいやおうなく性をともない、性は生殖と、生殖は婚姻とかかわらずにはすまなかった。そしてこれは現代でも同様である。

カトリックではここに神による結びつきを考えている。回章『人間の生命』では「夫婦の行いとしての結合の意義と生殖の意義との間には、神によって定められた、人間の意向で勝手にきりはなすことできない不可分なつながりが

存在する」と述べられている。「夫婦の行いは、その深遠な本質にもとづいて、夫と妻をきわめて親密に結合させるとともに、男と女の本性自体に刻み込まれた法に従い彼らをして新しい生命の産出をかなうものとする」[23]。この論理を用いてパウロ六世は夫婦においても避妊具を使用することは許されないと断ずる。だが、性行為における結合と生殖が結婚において本当に固有のものであるとするなら、神が分かちがたく創られたものをどうして人間が自らの道具でそれを分けようと望むことができようか。夫婦間において避妊具を用いた性行為があるとすれば、それは自分たちの親密なつながりをより深めようとする意図があることになる。生殖という意義がなくとも夫婦の結びつきを深めるという意義があるわけである。逆に夫婦間の性行為には純粋に生殖のみを意図していて、夫婦間の結びつきを深めることをまったく意図しないようなものもありうる。すなわち夫婦が性行為を最も重要な目的であるはずの生殖のために行おうとするときですら、それが夫婦の愛を表現するという意図を有していない場合もあるわけである。愛の表現と受胎とを同時に意図するというのは、生殖だけを意図したり愛の表現だけを意図したりするよりも、かえって難しいのかもしれないのである[24]。

パウロ六世は生殖と愛が夫婦間の性行為の本来の目的として結びついていなければならないと考えている。だが、多元的価値観の下で見れば性行為に固有の目的など見出すことは難しいし、それが結婚・愛・生殖と結びついているとも思われない。性行為と愛との結びつきは、愛のない性行為や行きずりの性行為によって、また愛を性行為以外の行為によって表現することによって否定されることになる。むしろそれこそが夫婦間の絆をより強く結びつけるものであるにもかかわらずである。愛と結婚との結びつきは、政略結婚や経済的理由などにより強制される愛のない結婚によって、また国家や教会の権威の外部で愛し合うような関係が存在することによって断ち切られる。結婚と生殖の結びつきは、不妊や老齢、また「DINKS」（ダブルインカム・ノーキッズ）などの生殖を行わない結婚によって、さらにどこにでも見出される結婚外での生殖的性行為が数多くあることによって断ち切られる。性行為と生殖との結び

つきは、人工的な手法による生殖、そしてまた多くの種類の避妊具の存在によって否定されている。生殖と愛の結びつきは、夫婦が性行為において愛を表現することをまったく意図せずにただ子供をつくることだけを目的とすることによって、また夫婦による生殖と分かたれたあらゆる愛の（同性愛、異性愛を問わぬ）関係によって断ち切られる。そして最後に、性行為と結婚のつながりは、婚前・婚外・非婚の性行為によって否定され、そしてセックスレスの夫婦の存在によっても否定される。[25]

愛や性、そして生殖をすべて婚姻における固有のものと位置づけることに無理があるのではないか。「生殖は善、快楽は悪」。カトリックの性哲学を研究したウタ・ランケ・ハイネマンは、アウグスティヌスの性哲学を端的にこうまとめている。[26] 生殖は善であっても、性を動かすのは悪の力とされる。こうした考えのなかで性に肯定的意味づけをするには、性のもつ意味を徹底的に限定するしかない。性＝生殖と割り切ってしまうしかない。それ以外の余計なものは、すべて楽園追放後に罰として与えられたものだと考える。だから生殖さえあればよいのであり、その源となる性的な欲情、いやそれどころか本当は性行為自体なくてもよいと考えたいところだろう。[27]

性とは生殖のためにある、そしてそれ以外の性的なものはすべて堕罪以後に与えられた罰だという考え。この性に対するあまりに貧しい考え方が、キリスト教の性哲学のなかにこれ以後も行き続けることになる。中世最盛期の哲学者トマス・アクィナスにも、むろんそれは残っていた。

トマスが強調したのは、性における自然本性とは何かということだ。それは生殖である。「人類全体の保存へと、性の行為は秩序づけられている」[28]。それは食物を食べる行為が一人の人間の生の保存へと秩序づけられているのと同じである。だから「性の行為も、もし子供を生むという目的に適合的であることに従いつつ、しかるべき仕方やしかるべき秩序づけにおいて行われるのであれば、あらゆる罪を免れて存することができる」[29]。したがって、生殖という目的のために神の定めたしかるべき仕方（すなわち結婚）においてなされた夫婦間の性行為は善となる。そしてそこ

から外れる悪が「姦淫」（luxuria）とよばれる。姦淫の種類としてトマスは単なる未婚者との私通、姦通、近親姦、処女陵辱およびレイプ、自然本性に関する悪徳などの例をあげてそれぞれ詳しく論じている。

このトマスの性哲学で重要なことは、目的としての生殖と同等に「しかるべき仕方」として結婚という制度を特に重要視したこと、そしてこの結婚という枠外にある性行為、とくにこの枠を侵害するような性行為を罪悪として批判したことである。彼は結婚を自然法に基づいて正当化する。不特定多数との性行為は「人間の自然本性に反する」ものであり、そうではなく男性が特定の女性を性のパートナーとすること、すなわち「結婚」が自然本性的な正しさを有するという[30]。生殖は女性が懐妊にしただけで達成されるのではない。その子が無事に成長せねば意味がない。子孫が無事に成長することを望めるような「しかるべき仕方」で性行為はなされねばならない。たとえ、男性と女性の正しい結合ではあっても、子孫の適正な成長が阻害されかねない状況での性行為ならば、善とはみなされない。むろん、犬などのように、女性というより雌だけで子供を育成できるような動物の場合には事情は違う。この場合は不特定の性交が自然だ。だが、子供の育成に雄と雌の世話が必要とされるあらゆる動物の場合は、雄と雌の特定パートナーとしての結びつきが自然本性から要請される。特に人間の場合は、正しい成長のためには肉体だけでなく魂のための教育も必要とされる。そしてそれには長い時間を要する。必要なことを教えるだけでなく、間違いを矯正し、大人になるまで保護をせねばならない。この任は女性だけでは不十分だとトマスは考える。むしろ、矯正し罰を与えるだけの強さを持つ夫（男性）の任だという。したがって、人間は特定の性パートナーと永続的な結合を持ち、長い間ないしは全生涯にわたって一緒に暮らす必要があるとされる。この永続的な結合を「結婚」と呼ぶ[31]。

トマスはかくして結婚を正当化し、姦淫を批判した[32]。夫婦の友愛はアリストテレスも認めたように自然に根拠をもつものとされ、カトリックにおいては秘蹟として正当化されることになる。だが、そこにはそれ自体としての性行為もなければ、本来の愛もない。すべては生殖に結び付けられたものとしてのみ存在する。前節で述べたような愛は、

姦淫という烙印をおされることになろう。生殖に結びつかないあらゆる性行為も同様である。では性および愛には結婚のごとき排他的（exclusive）な一対の関係を求める傾向性はないのだろうか。前節で述べた愛同様に、性もまた本来的に結婚の外部に立つべきものなのだろうか。

三　性と愛における排他性、あるいは個別化する思考

性も愛もそれぞれ単独でみるかぎり婚姻という枠に収まるものとは思えなかった。生殖というものに無理やり結び付けられることで、はじめて婚姻に結びつくように思われた。では性や愛にはそれぞれの方向性・目的性として婚姻への向かうものではないのだろうか。第一節で論じた宮廷風恋愛では無理にでも婚姻の外部にいつづけようとしていたように思える。

だが、本当にそうなのだろうか。時代的な状況からして宮廷風恋愛は結婚という制度とは相容れるわけにはいかなかった。これはやむをえないところだろう。しかし、排他的な一対の関係性をつくりだし、それを維持しようとする傾向性は有していたように思える。司祭アンドレの『宮廷風恋愛の技術』のなかにも「いかなる人も同時に二つの恋をすることはできない」、「愛する者の一方が死亡した場合には、残された者には二年間の服喪が要求される」、「真に愛する者は愛しい人との抱擁以外を望まない」などという規則があげられている。[33] また愛する者の気構えとして「愛しい人のために純潔に身を保つこと」、また「他の人の恋人をそれと知りながら横取りしようなどと思わないこと」という規則もある。[34] 愛する者に要請される誠実さは、婚姻関係にある者に課せられる義務とほとんど変わらない。いや、むしろ政治的状況により平然と離縁が行われていた当時の宮廷における婚姻関係よりも厳しいとすらいえる。[35] 違うのは、愛される側にはこうした厳しい要請がなされていないことである。「男性も女性も二人の異性から同時に愛

されることは禁じられていない」[36]。この規則があるゆえに夫婦間における猜疑心の発生のごとき破綻を生じさせないわけである。

ともかく司祭アンドレが伝える宮廷風恋愛においては、愛する側に排他的で一対にある関係を志向する向きがあることは明らかと思われる。

では性においてはどうだろうか。性的欲望も排他的な関係を志向するのだろうか。これについては簡明な答えを提出することは難しい。ここではパウロ六世が信じさせようとしたものよりはるかに性と愛が複雑に絡み合っている。愛が本性的に排他性を志向すると仮定しても、性欲はそうでないかもしれない。ある人xは他の人yを好みyに性的に魅了されているが、別の人zに対しても同じような状態になるという場合は十分に考えられる。

それでも愛と性が複雑に絡み合っているなら、性もまた排他性を志向性すると考えることもできる。そのように考える哲学者も決して少なくはない。近世の哲学者デカルトは『情念論』のなかで、性的欲望は排他的なものとして経験されると主張している。

> われわれは異性の人間を数多く見るけれども、それでも同時に多くの異性を望むことはない。…その異性のうちの一人に、同時に他の人のうちに見るところのもの以上のいっそう自分に気に入る何かを見るとき、われわれの精神は、自然が人の所有しうる限りの最大の善を追い求めるために与えてくれた傾向性のすべてがそのただ一人に対してのみ向かっているのを感ずるようになる。[37]

しかし、この性的欲望の排他性はしばしば否定される。むしろ性は規定のない本能とみなされ、そして愛もまた、性を組み入れそれと規範的に結び付けられている限りにおいて、排他性へと向かうことはないようにみえる。「浜辺

や市民プールにでも行って、座って通り行く人々を見てみたまえ。次の人は今通り過ぎた人よりもつねに魅力的に思われ、君の胸は高鳴り、手足は震え、君が最初に見て感じたのが何だったのか不思議に感じられよう」[38]。キルケゴールの『おそれとおののき』にも次のような描写がある。「ある恋する男が思い違いをする。彼は灯の光で恋人を見て、彼女の髪の毛は黒いと思った。ところがどうだろう、よく調べてみると金髪だったのだ―ところが彼女の妹、これが理想の女だった」[39]。

一方では愛は排他的であらねばならないと議論される。他方では愛は性的な要素を含むとも想定されている。複数の性的関係の背徳性は複数の愛に責任転嫁され、同様に性的欲望の排他的現象もまた愛に転嫁されようとする。

だが、これは本当に単数か複数かの問題だろうか。プールの例でも姉妹の見分け問題でも欲望の対象は果たして二つになっているのか。それとも欲望の対象が姉Aから妹Bに移行したのか。この点をきちんと見極めなければ愛と性における排他性の問題を理解することはできない。この話がまず姉Aに魅了され、同時に妹Bにも同様に魅了されたとするならば、これは彼の性的欲望が複数であることを意味する。そしてそのことによる姉妹間の関係に問題がなく相互性も機能するようであれば、愛も複数になったと認めてよいかもしれない。しかし、キルケゴールによる例を、これはいままで姉Aだと思っていたのがじつは妹Bだったという錯誤の話だと読み込むとすれば話は変わる。Bのことをだと思い込んでいて、Aの名を呼んで抱きしめてみたら実は彼女は思い人ではなかったとする。さらに（旧約聖書のラケルとレアの話のように）そのことに気づかずBの姿を思い描いたまま暗い部屋でAを抱いたとしよう。そのとき彼の性的欲望はだれに向かったのか。抱かれたAは彼のBへの欲望を満たしたのか。

ロジャー・スクラットンの欲望分析によるならば、「性的欲望は個別化する思考（individuating thought）に基づく」という。「欲望に個別的な指向性があることは驚くに値しない。というのも性的欲望は性的興奮と同様に人格間の応答なのであって、われわれが相手を人格としてみなす視点のうちには相手をけっして他のもので代替可能な単な

る道具とは見ていないということがある」。性的欲望の対象に代わりはない。これが他の欲望との違いである。「ある特定の人を欲望の対象として考えることが、欲望の方向付けの一部なのである」[40]。彼はAだと誤解していたものの彼の性的欲望は本来Bに向かっている。ならばたしかに彼が欲望しているのはBであって、Aではない。だから彼がAとともに寝たことはAに対する彼の欲望を満足させるということにはならない。彼はそのような欲望をはじめからもっていないのだから。だが彼はBに対する欲望は有している。だから話は（1）（彼は一晩中AをBだと信じ込んでいたのだから）Aは彼のBに対する欲望を満足させたか、もしくは（2）（Bと寝たわけではないのだから）彼のBに対する欲望はAとの一晩では満たされなかったかの、どちらかとなる。スクラットンが選ぶ記述は（1）になる。彼のBに対する欲望がAと過ごした一夜で満たされたように思えるのは、あくまで自分と寝たのがBだと彼が思い込んでいるかぎりでしかない[41]。

ただし、この事例においては、単純なラケルとレアの話と違って、これだけでは収まらない部分もある。名前のもつ問題点である。ここでは彼はBのことをずっとAだと思っていたのであり、思い人を呼ぶとき「A」の名を呼んでしまっている。名前はふつうその指示対象から意味を獲得するという。だが、「愛や欲望の場では、名前はあたかもその意味によって指示対象が決定されるかのように扱われることがある」[42]。状況からしてその名にこめられた意味によっては指示対象決定に影響を与え、思い人に対する感情を最終的に変化させることも考えられる。ここでは単純な錯誤として片付けたが、場合によってはそれではすまなくなることもあろう。名前はそれだけでその実体にまで影響を及ぼしてくる。シェイクスピアの『ロミオとジュリエット』、もしくは『トリスタンとイズー』を思い浮かべられたい。どんなに捨てたいと思っても、どうしても捨てられず、最後までその名はついてくる。そして最後に呼ぶのもまた互いのその名なのである。

愛においても、性的欲望においても、個別化する思考がはたらくことで初めて対象を有することになる。それは唯

一の対象であり、だからこそ自分もその人にとって唯一の対象でありたいと望む。「愛している人なら、自分の愛する相手が自分のことを代わりのないただ一人の人として求めてくれることを望む」[43]。この構造がロマンチック・ラヴのイデオロギーを支えている。この思い込みの構造がなければ宮廷風恋愛も成り立ち得ないだろう。「恋愛の希望によって励まされなければ、真に愛することはできない」のだから[44]。スクラットンがいうように、この構造のなかでは、ジョンがメアリーとの恋に破れたときに、「エリザベスにしなよ、彼女とならうまく行くよ」というのは不適切である[45]。個別化する思考がそれを許さない。だが、これが宮廷風恋愛を袋小路に追い込んだのだとしたら、愛と性のためにはあえてそれをやぶり、そのアドバイスを受け入れる必要があるのかもしれない[46]。愛の対象に代わりはいるということ、あらゆるものが愛にとって脅威となり、破壊する可能性があるのだということ。いってみれば当然のことである。宮廷風恋愛でもすでに前提とされていたはずのことである。遊戯なのだから。しかし、愛は遊戯のままでありつづけることはできない。それを婚姻に対立させるために追及させていくと、イデオロギーと化してしまう。

いかにこのイデオロギーから逃れるか、宮廷風恋愛の倒錯化から免れるか。それが次の課題となろう。

注

（1）スタンダール『恋愛論』大岡昇平訳、新潮文庫、一九七〇年、三四〇～三四四頁。

（2）新倉俊一『ヨーロッパ中世人の世界』〔旧版、筑摩書房、一九八三年〕ちくま学芸文庫、一九九八年、一九二頁。

（3）Andreas Capellanus, *De Amore II*, capit.7, X Ⅶ, 41-42. ラテン語原文のテキストには P.G.Walsh 編による *Andreas Capellanus On Love*, London : Duckworth, 1982を用い、その節番号を記した。他に E.Trojel 編によるテキストを参照した。そして以下の邦訳を参照し、その対応する頁数を記した。アンドレーアース・カペルラーヌス『宮廷風恋愛について』瀬谷幸男訳、南雲堂、一九九三年、一七八頁。

(4) マリ・ド・シャンパーニュ伯爵夫人は、十二世紀北仏における宮廷風恋愛のサロンにおける代表的な女主人であり、彼女の宮廷は卓越した物語作家クレチアン・ド・トロワや本文に紹介した司祭アンドレを擁したことで今日にその名を残している。彼女は、最初のトルバドゥールとして知られるギヨーム九世の孫娘アリエノール・ダキテーヌの娘にあたる。この恋多き女アリエノールと娘らの宮廷を介することにより、南仏のトルバドゥールたちによって歌われた、女性を高貴な存在として崇める「精美の愛」(fin'amors) が北仏に伝えられ、宮廷風恋愛をつくりあげたという経緯がある。新倉俊一『ヨーロッパ中世人の世界』一七九～一八〇頁、およびジョルジュ・デュビー『十二世紀の女性たち』新倉俊一・松村剛訳、白水社、二〇〇三年におけるアリエノールの項（一五～三二頁）を参照。

(5) *De Amore, I*, capit.6, 397-399.（前掲訳書、九四頁）。

(6) *ibid.*, 16（前掲訳書一八頁）。

(7) *ibid.*, 306（前掲訳書七四頁）。

(8) *ibid.*, 371（前掲訳書八八頁）。また司祭アンドレが伝える恋愛の三一カ条の規則にも次のように記されている。「一　結婚は愛を妨げる理由にはならない」「二　嫉妬心のない者は愛することができない」「いかなる人も同時に二つの恋をすることはできない」…「二〇　愛する人はいつも不安げである」「二一　真の嫉妬はいつも愛情を募らせる」「二二　愛しい人を疑うとき、嫉妬が増し、その結果恋も増す」…。*De Amore II*, capit.8, 44-48（前掲訳書、一八八～一九〇頁）。

(9) *De Amore I*, copit.6, 377（前掲訳書、八九頁）。

(10) *ibid.*, 378, 380.（前掲訳書八九～九〇頁）。

(11) *ibid.*, 381（前掲訳書九〇頁）。

(12) 十九世紀末の歴史家シャルル・セニョボスの言葉。D・ド・ルージュモンやC・S・ルイスらによってこのテーゼは広められた。現代の歴史学においては文字通り十二世紀に発明されたと考えるものは少ないと思われる。だが、この時期に恋愛観の大きな異変が生じたことは確かだと思われる。この言葉を日本に広めた新倉俊一は、一九九九年の著書でも、このテーゼを「いささか誇張はあるにしても、かなりの説得力をもつ」と記している。新倉俊一『中世を旅する―奇跡と愛と死と』白水社、一九九九年、四四頁。ほかにC・S・ルーイス『愛とアレゴリー』玉泉八州男訳、筑摩叢書、一九七二年、およびドニ・ド・ルージュモン『愛について』

鈴木健郎・川村克己訳、平凡社ライブラリー、一九九三年を参照。

(13) 新倉俊一『ヨーロッパ中世人の世界』一六二頁。

(14) C・S・ルーイス前掲訳書七頁。

(15) D・ド・ルージュモンの影響からか、この愛を肉体を忌避したプラトニックなものと考える向きが広まったことがある。伊藤勝彦の『愛の思想史』でも「肉体の結びつきを求めない、結婚を度外視したもの」と記されている（〔旧版〕紀伊国屋新書、一九六五年、〔新版〕東信堂、一九九二年、六六頁）。だが、事実としては結婚を度外視しているものの、肉体の結びつきは当然最終的に求められるものであった。南仏のトルバドゥールの詩にもそれは散見される。宮廷風恋愛でも四つの恋愛段階の最後には「自分のすべてをゆだねる」とされている（第一段階では希望を与え、第二段階で接吻、段三段階が抱擁）。*De Amore. I*, capit.6, 60.（前掲訳書一五頁）。また新倉俊一『ヨーロッパ中世人の世界』一八一～一八三頁。

(16)『アベラールとエロイーズ』畠中尚志訳、岩波文庫、一九六四年改訳版、二八頁。

(17) 新倉俊一『ヨーロッパ中世人の世界』一八四頁。

(18) 新倉俊一・神沢栄三・天沢退次郎訳『フランス中世文学集2　愛と剣と』白水社、一九九一年、およびマリー・ド・フランス『十二の恋の物語―マリー・ド・フランスのレー』月村辰夫訳、岩波文庫、一九八八年を参照。マリー・ド・フランスの物語には、最初は不倫などの三角関係に始まりながら、最終的に結婚へといたるものがいくつも収められている。クレチアン・ド・トロワもキリスト教倫理観に基づき、不倫恋愛とは異なる物語を好んでいたと思われる。女主人のマリ・ド・シャンパーニュの命により書いた代表作の『ランスロまたは荷車の騎士』は不倫愛を主題としたものだが、なぜか一夜の愛を描いたところで中断してしまっている。

(19) Pope Paul VI, "Humanae Vitae", *Philosophy and sex*, third edition, edited by Robert B.Baker, Kathleen J. Wininger, Frederick A. Elliston, Prometheus Books, 1998, pp.96-105.（邦訳　パウロ六世『回章「フマーネ・ヴィテ」（人間の生命）』神林宏和（代表）訳、中央出版社、一九六九年。）Alan Soble, *The philosophy of sex and love*, Pragon House, 1998, p.162.

(20) *De Amore I*, capit.6, 382-383（前掲訳書、九〇～九一頁。）

(21) 性もその精神性が強調されすぎると倒錯的傾向が強くなることがある。詳しくは佐藤拓司「性的倒錯の哲学的分析」日本医学哲

学・倫理学会（編）『医学哲学医学倫理』第二三号、二〇〇五年、九七～一〇五頁、および「現代に生きる倒錯―倒錯者と模倣者の哲学的分析」『応用倫理学各分野の基本的諸概念に関する規範倫理学的研究』平成一六・一七年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書、研究代表者　坂井昭宏、課題番号16320001、二〇〇五年、七九～九二頁を参照。

(22) サビーヌ・メルシオール＝ボネ／オード・ド・トックヴィル『不倫の歴史』橋口久子訳、原書房、二〇〇一年、七四頁。

(23) Pope Paul VI, *op.cit.*, p.99.（前掲訳書一九頁）

(24) Soble, *op. cit.*, pp.163-164.

(25) *ibid.*, pp. 164-165.

(26) ウタ・ランケ・ハイネマン『カトリック教会と性の歴史』高木昌史・高木万里子・松島富美代訳、三交社、一九九六年、一一八頁。

(27) 楽園では男女間に性行為のない結びつきだけがあったとまで、アウグスティヌスは述べたりもする（『創世記に関してマニ教徒を駁する』）。さすがにこれには無理を感じたのか、のちに楽園における性行為自体の存在は認めるようになるが。それでもその行為は、性的な欲情をまったく伴わない、完全に理性によってコントロールされた、生殖のためだけの端的な行為となる。「この欲情が目覚めたのは罪ののちであった」のだから（『神の国』一四・二一）。罪のない楽園においては、「性的器官は欲情によって刺戟されないで意志によって促されて、必要なとき必要なだけ、男は子孫の種を蒔き、女はそれを胎に宿したことだろう」（『神の国』一四・二四）。アウグスティヌスにとっての性とは、ただそれだけのためのものなのである。ウタ・ランケ・ハイネマン前掲訳書、第六章を参照。

(28) 『神学大全』Ⅱ―二第一五三問第二項。

(29) 同。

(30) 『神学大全』Ⅱ―二第一五四問第二項。

(31) 『神学大全』Ⅱ―二第一五四問。

(32) 姦淫のなかでも「自然本性に反する罪」が最大の罪となる。これは生物の自然そのものに反しているからである。次に重い罪が近親姦。これは血縁というすでにある自然的に密接な結びつきに反する行為となるがゆえである。この二つは結婚という制度以前の人間の生物的本性に反する行為だから、特別に重罪となる。それ以外の場合は、結婚という自然が要請する制度を侵害するものが重

罪となる。だから不倫は処女陵辱（私通および誘惑）より重い。さらに暴力が加われば罪は重くなるから、処女略奪（レイプその他暴力でもって娘を奪うこと）は処女陵辱より重く、人妻の略奪は姦通より重い。他人に害を与えていない単なる未婚者の私通はこうした姦淫という罪のなかでは一番軽いことになる。

(33) *De Amore II*, capit.8, 44-48.（前掲訳書一八八～一九〇頁）。

(34) *De Amore I*, capit.6, 268.（前掲訳書六六頁）。

(35) 表向き離婚が禁ぜられていたとしても抜け道はあった。手続き上の不備を言い立てたり、また近親婚であるとして無効を言い立てることもできた。当時の貴族間ではほとんどの婚姻が当時禁止されていた七親等内の近親婚にあたるから、これは容易であった。ほかにも相手の性的不能を指摘することで婚姻の無効を主張するということも行われた。新倉俊一『ヨーロッパ中世人の世界』一三五～一五六頁、およびピエール・ダルモン『性的不能者裁判』辻由美訳、新評論、一九九〇年を参照。

(36) *De Amore II*, capit.8, 48.（前掲訳書一九〇頁）。

(37) 野田又夫訳「情念論」、『世界の名著　デカルト』中公バックス二七、一九七八年、四五七頁。

(38) Soble, *op.cit.*, p.167.

(39) 桝田啓三郎訳「おそれとおののき」、『世界の大思想24　キルケゴール』河出書房、一九六六年、八二頁。

(40) Roger Scruton, *Sexual desire*, Phoenix Press, 1986, pp.78-79.

(41) Soble, *op.cit.*, pp. 142-143.

(42) Scruton, *op.cit.*, p.80.

(43) ibid., p.163.

(44) *De Amore II*, capit.8, 45.（前掲訳書一八九頁）。

(45) Scruton, *op.cit.*, p.76.

(46) Soble, *op.cit.*, pp.144-145.